

上尾市立保育所における一時預かり事業の実施に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 5 0 号

上尾市立保育所における一時預かり事業の実施に関する規則を廃止する規則

上尾市立保育所における一時預かり事業の実施に関する規則（平成 2 1 年上尾市規則第 4 3 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による廃止前の上尾市立保育所における一時預かり事業の実施に関する規則第 8 条及び第 1 0 条の規定は、なおその効力を有する。

（上尾市児童福祉法に基づく家庭支援事業の利用勧奨及び支援提供の実施に関する規則の一部改正）

3 上尾市児童福祉法に基づく家庭支援事業の利用勧奨及び支援提供の実施に関する規則（令和 7 年上尾市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項第 3 号中「上尾市立保育所における一時預かり事業の実施に関する規則（平成 2 1 年上尾市規則第 4 3 号）」を「上尾市立保育所における一時預かり事業の実施に関する要綱（令和 8 年 3 月 3 1 日市長決裁）」に改める。